外務大臣

茂木　敏充 殿

＜要請文＞

イスラエルによるヨルダン川西岸地区併合を阻止するための行動を取ることを要請します

私たちはパレスチナにおいて、苦境の中に生きる人々に寄り添い、支援を継続してきた日本の NGO です。

イスラエルにて 3 月に行われた国政選挙の結果と、その後発足したイスラエル連立政府において、パレスチナ領土であるヨルダン川西岸地区のさらなる併合計画を含む合意案の発表が 4 月 20 日にありました。その前の 1 月には、米国が発表した「新和平案」でイスラエルによるパレスチナ領土のヨルダン川西岸地区の併合を認める部分があり、パレスチナ人の領土的権利と生活がこれまで以上に脅かされています。これらは明らかな国際法違反であるだけでなく、パレスチナ人の基本的人権を侵害するものです。新型コロナウイルスの感染爆発のさなかである今年 1 月から 5 月の間には、東エルサレムを含む西岸地区全体で 316 軒の家屋がイスラエル当局により破壊され、それに伴い 374 人が住むところをなくしました（OCHA oPt 調べ)。

上記併合計画を受けて、7 月 1 日以降両党で協議に入り、今月中に声明の発出を予定していると報道されており、ネタニヤフ首相率いるリクード党と、ガンツ元軍参謀総長率いる青と白党の間で併合に向けた協議を行うことが合意されています。現地では各地で抗議デモ・集会が開催されています。併合計画に対しては、各国や国際機関からの反対表明はあるものの、予断を許さない状況です。

この状況に対し、私たちは、国際社会の一員である日本国政府に対し、以下のように要請します。なお本要請は、当地で活動する 80 以上の国際 NGO によるネットワーク「AIDA」が 5 月 20 日に発表した声明“AIDA calls on international community to act to prevent West Bank annexation[i]”に基づいており、同様の要請が NGO を通じて各国政府へと提出されています。

1. 民間、及び公的なレベルにおいて、合法的対抗措置をイスラエルに提示し、イスラエルが西岸地区の大部分を正式に併合することを直ちに止めるよう求めること
2. 国際社会に対し、「併合」のような不当な行為を合法と認めたり、援助したり、支援したりしない義務を喚起するとともに、不当行為に終止符を打つために国際社会と協力すること
3. イスラエルによる、イスラエル占領下のパレスチナ地域における併合政策を阻止し、西岸地区のパレスチナ人コミュニティを確実に守るための対抗措置の網羅的なリストの作成、そしてその公表を行うこと
4. イスラエル政府に対し、ヨルダン渓谷の大部分と、国際人道法に違反してイスラエルの入植地がすでに建設された地域を含む、占領下のパレスチナ地域のさらなる併合計画を見送るよう、働きかけること

AIDA はこれを各国の外交官、ドナー、国連のカウンターパートに広め、イスラエル占領下のパレ

スチナ地域で活動する際 NGO コミュニティが引き続き彼らと効果的に協力して併合に反対し、本質的な救援と開発の支援を提供し、パレスチナ人の権利と保護を促進することを強調しています。また、5 月 21 日にパレスチナ問題を含む中東情勢に関する国連安全保障理事会の会合でも、本件について言及されました[ii]。その後、6 月 24 日には同理事会会合において、米国以外の理事国は、計画を実施すれば中東和平が大打撃を受けると警告し、グテーレス国連事務総長は、イスラエルによる併合計画を「最も深刻な国際法違反」として中止を要求しました。また、会合に参加をしていたアラブ連盟のアハメド・アブルゲイト事務局長も、併合について、「将来のいかなる和平の見通しをも破壊」し、同地域の安定を脅かすことになると警告しています。さらに、国連安全保障理事会の欧州各国の理事 5 人全員が、最近のパレスチナ問題に関する会合で併合に反対を表明し、12 人の欧州大使が併合案に対する外交的抗議表明に署名しました。EU も併合案に反対しており、ジョセップ・ボレル EU 上級代表兼欧州議会副委員長は、「併合に向けた措置が実施されるのであれば、見過ごすことはできない」と述べています。さらに、ニコライ・ムラデノフ国連中東和平特別調整官はイスラエルに 5 月 20 日に西岸の一部を併合する計画を放棄するべきと語り、先に進むことは国際法に違反であり、二国解決への「壊滅的な打撃」を与えるであろうと警告しています (NY タイムス)

パレスチナの人々は、戦争や占領の継続を経て、悪化の一途をたどる状況に絶望しています。エルサレムのイスラエルへの帰属を認め、イスラエルによるパレスチナ領土の併合までも認めた一方的な「米国主導の和平」についても、人々は将来への期待を失うだけでなくその公平性を欠いたプロセスを継続して非難し、その状況を止められない国際社会に対する不信感を募らせています。また、西岸地区の「併合」は、「併合」そのものが問題であるのはもちろん、占領下で看過されてきたイスラエルの入植者や占領政府の人権侵害、暴力、犯罪行為など、様々な側面からパレスチナ人にもたらされている直接的・構造的暴力をより一層助長し、黙認することになります。

中東和平に対する日本政府の立場は、「最終的地位を含む問題は直接交渉によって解決されるべき」であり、「東エルサレムを含むヨルダン川西岸におけるイスラエルの入植活動は国際法違反であり，即時かつ完全に凍結されるべき」として、「改めて，イスラエルに対して，入植活動の完全凍結を求めている」と明確に示されています。日本がこのように支持する当事者間交渉を伴う和平プロセスの再開には、パレスチナ側の信頼を得ることのできる主体の存在が欠かせません。また、それだけでなく、併合の実施は、日本政府が支援してきた UNRWA を通じた難民支援も脅かすものです。長年パレスチナ支援を続けてきた日本国は、現地の人々から「第三国の理解ある支援国」として信頼されている立場にあるからこそ、国際社会と連携し、現地の人々の尊厳と人権を取り戻すためのアクションを取ることが強く求められています。

パレスチナ支援を行う日本の 14 団体（五十音順）
特定非営利活動法人　APLA
特定非営利活動法人　アーユス仏教国際ネットワーク

株式会社　オルター・トレード・ジャパン
特定非営利活動法人　日本国際ボランティアセンター
公益社団法人 日本国際民間協力会 NICCO
公益財団法人　日本 YWCA
特定非営利活動法人　パレスチナの子どもの里親運動
東ティモール全国協議会
北海道パレスチナ医療奉仕団
その他、匿名 5 団体

＜引用元＞
国連ウェブサイト（https://news.un.org/en/story/2020/05/1064522）
外務省ウェブサイト（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/middleeast/tachiba.html?fbclid=IwAR2cTDnYr-4ISNsy4H4CHLDtU-EChGu2BjV6peQFJloEC8gA0G2pPeuCyAE）
NY タイムス（https://www.nytimes.com/aponline/2020/05/20/world/middleeast/ap-un-united-nations-israel-palestinians.html）
JVC ウェブサイト（https://www.ngo-jvc.net/jp/projects/palestine-report/2020/06/20200611-aidastatement.html）
OCHAoPt ウェブサイト（https://www.ochaopt.org/data/demolition#）